



接続料の算定に関する研究会 (第19回)

2019年04月05日

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

情報開示に関する構成員質問

構成員質問

資料18-4 16頁右側 図<今回のケース>において、A<委託元ISP>⇒NTT(JAIPAへの委任の証明・公印付)に記載された証明内容は、委任の範囲等についてNTT東西にも了解出来る程度の内容を含むものだったのか。同資料18頁では2019年1月22日に「・JAIPA殿に委託した事実や委託の範囲・内容や契約関係について確認できないため、事前調査申込の当事者である貴社と直接対応せざるを得ない」とある。1月22日の記述から判断する限り、少なくともNTT東西にとってはJAIPA殿を複数ISPの代理者としては扱い得ないと判断したと推測可能である。このような解釈のずれが相互に生じてしまったのは何故か。【関口構成員】

回答

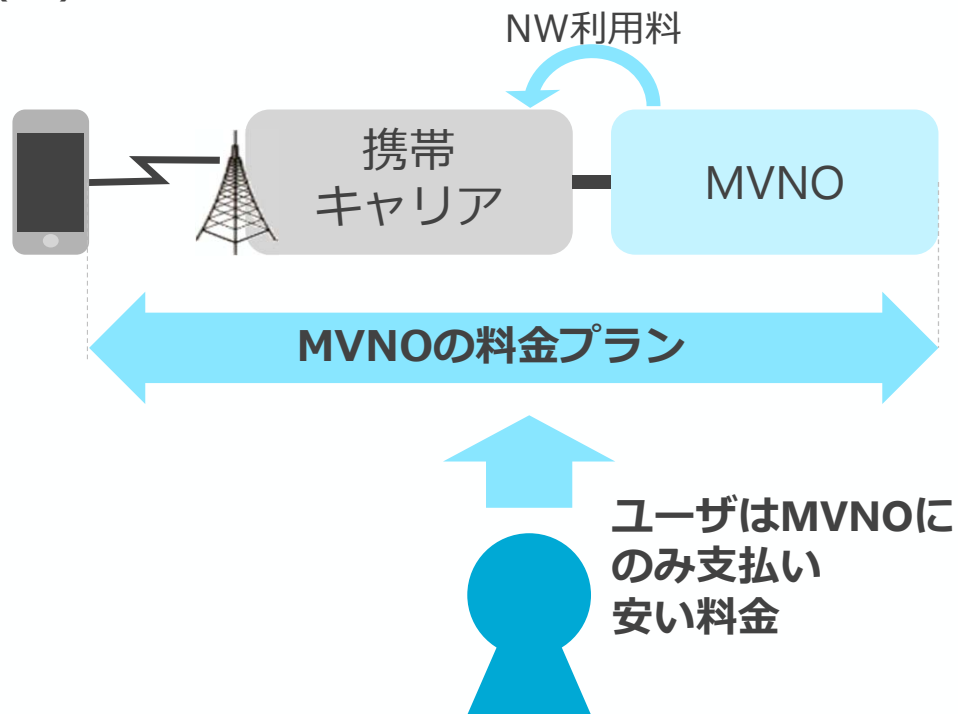
- ご質問ありがとうございます。総務省研究会構成員からのご質問(報告要請)にお応えして以下ご説明させていただきます。
- なお、JAIPAとしては接続制度の性質上、情報開示とオープンな議論を望んでいますが、NTT殿のNDAにより本資料に掲載できなかった情報があります。

E2E料金設定権の協議と NTT東殿対応の問題

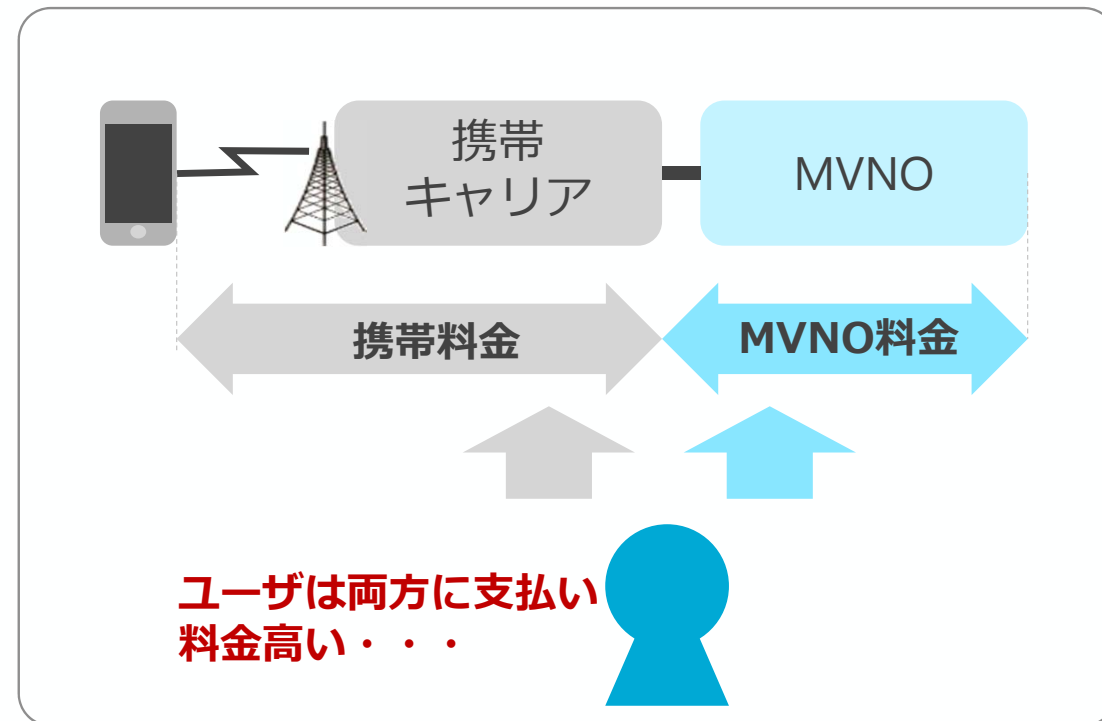
エンドツーエンド料金設定（E2E料金設定）協議とは

1. 接続事業者側が一括してユーザ料金を設定する仕組み（料金設定権とも）
2. 利用者にとって分かりやすい料金体系と、より自由な料金設定が可能に。
3. 公正競争のため固定・移動にかかわらず実現されてきたことからNGNでも実現すべく協議を申し入れ

(例) MVNOのケース



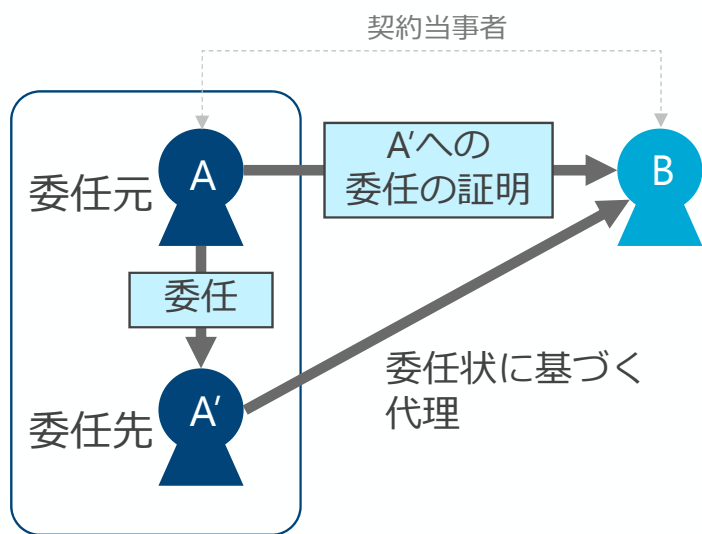
E2E料金設定の仕組みがないと・・・



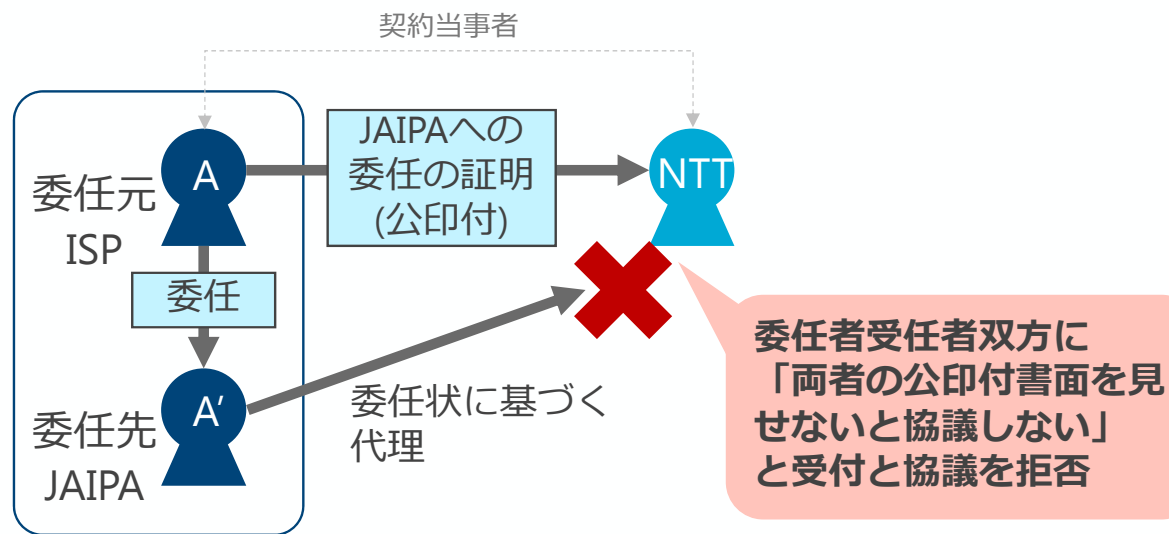
NTT東西殿の「受付拒否」による議論の停滞

1. JAIPAへの委任は明示的に文書で行われたものの、NTTはこれを認めず拒否。
2. 一般的に2者間の「委任」は任意で行われるもの。「両者の公印付き契約書面」の提示を委任受任両者に求めるのは常識外。(NTT殿が企業の契約書面の様式にまで踏み込んでいる)
3. 接続事業者でも各社(NTT殿含む)の業務委託関係を確認している状況にない。
4. NTT殿の安易な理由による受付拒否・手続き拒否は、公正・透明・適正であるべき接続制度に反するもの。

一般的な状況



今回のケース



構成員質問： 情報開示に関する問題

考え方の違い

	NTT殿	当協会
制度主義	1. 約款等に規定は無い「委託書面(両者の公印入り委任状)」を示さないと協議に入らないという主張	1. 接続制度は約款・制度ベースでの手続に則って行われるべき。 2. 約款・制度にこのような手続き(開示義務)は存在しない。 3. NTT殿の裁量は接続制度の主旨からも最低限とされるべき。
委任の証明	1. 約款等に規定は無い「委託書面(両者の公印入り委任状)」を示さないと協議に入らないという主張 *NTTは「両者の公印入り委任状」と限定	1. 約款・制度にこのような手続き(開示義務)は存在しない。 2. 伝達義務はないが、ISP・JAIPA間の委任の事実は制度上の正式書面「事前調査申込書」明確に記載し伝達。 3. (研究会の席上でも同内容について言及)
相互主義	1. NTT殿の委託状況の開示は行わず接続事業者側の開示は求めている状況。(NTT殿の委託先との契約開示はこれまで行われていない)	1. 接続事業者側の委託の有無や契約内容の開示は接続協議の運用に何ら関係ない。 2. 万が一開示されるなら双方が同等の運用とされるべきであり、一方のみ過重な負担や義務を生じるのは問題
NDAの範囲	1. ISPが自身の意思で作成した協議開始依頼文書(事前調査申込書)に対して、NTT殿はNDA範囲であると主張。 2. ISPがNTTと関係のないところで作成された文書でもNTTが機密と指定すれば開示できない状況にある。	1. 接続制度の公平性担保のため、NDA範囲は最低限であるべき。 2. 当該文書は機密には当たらず。NTTの制約を受けるものではない。これを公開したとしてもISPが接続の協議を要望したことの事実が公開されるに過ぎず弊害は無い。 3. 接続約款 第47条以外に個別のNDAが存在し、そのNDAは存在自体も機密なのではないか。

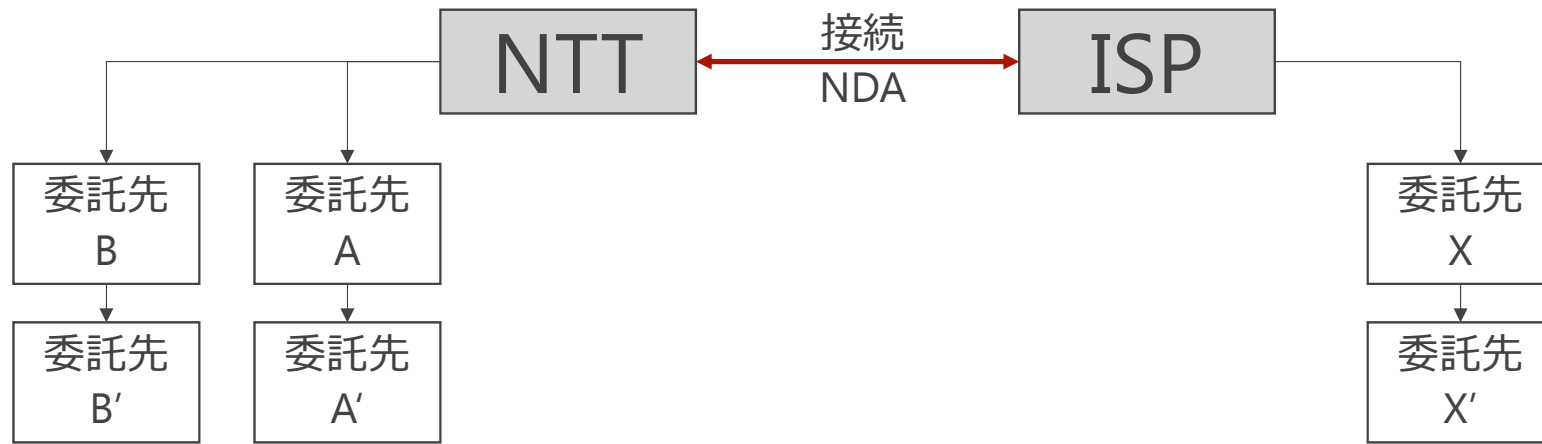
委託関係の証明の規定有無

	NTT殿	当協会
委任の証明	1. 約款等に規定は無い「委託書面(両者の公印入り委任状)」を示さないと協議に入らないという主張	<ul style="list-style-type: none">• そもそも不要。• 委任の事実は制度上の書面「事前調査申込書」明確に記載し伝達しているが本来はそれ自体も不要。

1. NTT殿がグループ会社に接続業務を委託している件など総務省に確認いただきたい。
2. NTT殿が日常的に業務委託を行いながら、ISP側にのみ委託の契約確認を求めるのは均衡がとれていない。
3. 仮にISPの委託関係開示が必須ならNTT殿も開示が必須。対象範囲の定義や開示基準が定められるべき。
4. 委託関係の開示基準にあたっては、NTT殿の業務委託や接続情報の共有先の全体があらためて整理・議論されるべき。(利用部門やグループ企業に接続情報が提供されているケースが今回推測可能である)

委託契約の開示条件

- NTT殿が主張するように、これまで各社の責任で行われてきた委託に関する管理を厳格に確認するのであれば、以下のような規律が必要。
- NTT殿が接続事業者にそれを要求するのであれば、NTT殿自身も開示して相互開示とすべき。(基準化も必要)



対象となる者 (想定)

1. 管理部門と業務委託契約および派遣契約を行っている者
2. 接続業務にあたり情報のやり取りを行っている者
 1. 研究部門、利用部門等、社内なら部門名もしくは氏名
 2. 接続業務代行者
 3. 接続に関するソフトウェア開発委託先
 4. 物品供給ベンダー
 5. 他、業務委託者(企業・人)

その他検討事項

1. 委託書面(両者の公印入り委任状)の提示
2. 委託先の委託者もすべて(再委託)含む
3. 利用部門・管理部門共通の委託先である場合はその事実
4. 契約階層構造
5. 委託先の接続事業の有無

約款(NDA)の拡大運用

NTT 接続約款 47条 (守秘義務)

当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 法令上必要とされる場合
- (2) 相手方の書面による同意を得た場合
- (3) 主務官庁より報告を要請された場合

～以下個別条件の指定のため省略～

おかしいのではないか

NTT殿のNDAの運用

NTT殿は、接続事業者が協議前に作成した協議開始を依頼する文書にまで約款第47条の守秘義務対象であると主張し、NTTの非同意によるISP文書の開示を拒否

NDAを取り巻く課題点と提言

1. 委任関係に関する課題

1. 委任はビジネス上で極めて一般的な行為であり、委任者が受任者の行為についても責任を負うことから、通常、他社からその委任関係の証明を迫られるなどの干渉を受けるものではない。今回の委任についても委任状の開示までは通常不要であり、特に、「**委託書面(両者の公印入り委任状)**」を開示することは、委任者・受任者しか知る必要のない委任に関する条件(金額、勤務条件、その他)を開示することになること等から、常識的には、行われるものではない。
2. NTT殿接続約款第47条等に、委任を制約する記載もしくは委任関係の証明義務に関する記載はない。
3. ISP側は接続の実現性の確認を求める法的文書「事前調査申込書」において委任の事実を明確にして接続協議を進めている。

2. NDAに関する課題

1. JAIPAは本研究会のために多くのISPを訪問したが、NDAや光コラボ(卸)でのNTT殿の報復を懸念し、情報の提供や議論に萎縮が起きている。NTT殿との協議の存在すら言えないとの話。
2. NTT殿は多くの議論をNDAにして横展開を防ぐことで、接続事業者とインカンバントの交渉力の差を維持しようとしている。NDAがオープンな議論を妨げ、言わば接続推進の防御壁になっている。
3. NTEの個別提供事案もNDAの弊害の一例である(NDAによってNTT西は個別のISPに特別待遇ができた)。
4. NDAが原因で本研究会や総務省に対する説明が制限されている現状。接続制度に基づくNDAによって、接続制度の議論に支障があるという状況は接続制度の根幹の問題(事業者間の契約の問題ではない)。制度議論の妨げになるだけでなく接続制度の衰退を招く危険性があるため、早急な改善が必要。
5. 接続約款 第47条に守秘義務規定があるが、これ以外にも契約で上乘せのNDA締結が行われているのではないかと。総務省殿において確認いただきたい。

3. その他

1. NTT殿は「接続協議を行うのは接続事業者」。
2. 交渉上の優位性の差や接続円滑化の観点から、JAIPA(事業者団体)によって団体交渉可能となるような制度が必要ではないか。
3. また、政府だけでなく、研究会やJAIPA等に対する情報開示(NDAの制限解除)も円滑な制度議論のために必要。

おわり

